

# 安全報告書 2022年度

運輸安全マネジメントに関する取り組み



## 岡山電気軌道株式会社 自動車事業本部

2023年6月30日



## 2. 輸送の安全を確保するための活動方針

- (1) 社会正義の経営方針に則り、「安全」を最優先とし、「日本一安全な運輸企業」を目指します。
- (2) 安全運転を第一とし、法令を遵守し、基本に忠実に日々業務を遂行します。
- (3) 車両の整備を的確に行ない、日常点検を厳正に行ないます。
- (4) 点呼において、日々安全への啓蒙、関心を高めます。
- (5) 教育を通じて安全意識を常に涵養し続けます。
- (6) 重大事故等が発生した場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに上司、関係機関に連絡をとります。

## 3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

### 2022年度 目標及び目標達成状況

○両備新交通三悪件数	目標	0件	結果	3件		
○重大事故発生件数	目標	0件	結果	0件	昨年比	1件減
○事故発生件数 総事故件数(含被害)	目標	20件以内	結果	41件	昨年比	11件増
軽微事故件数	目標	9件以内	結果	19件	昨年比	6件増
有責事故件数	目標	6件以内	結果	8件	昨年比	2件増
○10万キロ当り有責事故件数	目標	0.10件	結果	0.182件		

### ○輸送の安全に関する投資【2022年度実績】

・車両更新並びに増車に伴う投資	0千円
・事故防止教育等に伴う投資	1,260千円
・健康管理に関する投資	4,980千円
・安全設備の新設・更新に伴う投資	1,980千円
・安全マネジメント評価に伴う投資	880千円

### 2023年度 目標及び重点項目

#### 【定量的数値目標】

○両備新交通三悪件数	目標	0件
○重大事故発生件数	目標	0件
○事故発生件数 総事故件数(含被害)	目標	21件以内(昨年実績比49%減)
軽微事故件数	目標	10件以内(昨年実績比47%減)
有責事故件数	目標	4件以内(昨年実績比50%減)
○10万キロ当り有責事故件数	目標	0.10件

### ○輸送の安全に関する投資【2023年度計画】

・車両更新並びに増車に伴う投資	90,000千円
・事故防止教育等に伴う投資	3,650千円
・健康管理に関する投資	5,200千円
・安全設備の新設・更新に伴う投資	1,600千円
・安全マネジメント評価に伴う投資	500千円

## 【目標達成のための重点項目】

### ○安全スローガン

- ・中国バス協会

ルールを守り無事故の実践 プロ意識で事故防止

- ・両備グループ安全マネジメント委員会

お客様へのホスピタリティを高めよう！

～ 優しい運転、優しい接客を追求する

みんなでアサーション！事故を未然に防ごう！

～ 明るくて、ものが言える職場環境を作る

両備新交通三悪を撲滅しよう！

～ 一人ひとりがプロ意識を高め、ルールを遵守する

- ・岡山電気軌道

めざそう、プロの考動！！安全最優先！忠恕の接遇！

### ○岡山電気軌道 安全目標

一、ミラー確認とマイク案内による車内事故防止の徹底

一、左折時の一旦停止、右折時の最徐行の励行

一、バック時の手順（基本動作）の遵守

## 4. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計【2022年度】

- |                               |     |    |
|-------------------------------|-----|----|
| (1) 同条第3号に関する報告（重傷事故）         | ・・・ | 0件 |
| (2) 同条第9号に関する報告（健康起因）         | ・・・ | 0件 |
| (3) 同条第11号に関する報告（車両故障）        | ・・・ | 7件 |
| (4) その他特異な事象に関する報告（自然災害による運休） | ・・・ | 1件 |

## 5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

別紙1 「岡山電気軌道 安全マネジメント委員会組織図」参照

## 6. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
- (6) 関連グループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めること。

## 7. 輸送の安全に関する計画【2023年度】

(1) われらの誓い（毎年、経営トップから全社員にカードを配布）

忠恕は、両備グループの歴史の中で受け継がれてきた創業者の思いです。

真心からの思いやりを意味し、全ての社員が仕事をする上での指針としています。

### 経営理念

<b>経営理念</b> 忠恕（ちゅうじょ：真心からの思いやり）	<b>行動規範</b> 知行合一 （良いと思うことは必ず実行する） すぐやる・必ずやる・出来るまでやる
<b>グループ経営方針</b> 一. 社会正義（社会への思いやり） 一. お客様第一（お客様への思いやり） 一. 社員の幸せ（社員への思いやり）	<b>経営テーマ</b> 安全・安心・エコで健康 AI、IoT、ロボット化
<b>われらの誓い</b> 労使共栄の旗を高く掲げ（正義） 自らを厳しく律し能力資質を高め（教育） やる気一杯業績の向上を図り（生産性） 豊かな人間性で職業奉仕の実をあげる（使命）	<b>5つの執行責任</b> 業績向上 思い切った改善・改革 エンゲージメントアップと人財育成 方針の完全遂行 新事業の取り組み

(2) 安全宣言（全社員にカードを配布）

現場に密着した効果的な活動を展開し、目標である「日本一安全な運輸企業」を

全社員で目指します。（必ず守るべき三原則…①信頼の確保 ②安全の確保 ③健康の確保）

### トップの思い・安全宣言

両備グループ

**安全宣言**

社会正義の経営方針に則り、交通運輸各社は、「運輸安全マネジメント」に基づき、「安全」を最優先とし、「日本一安全な運輸企業」を目指して頑張ることを宣言します。

両備グループ代表 小嶋 光信  
松田 久

**安全方針**

- 安全運転（運転）を第一とし、法令遵守し、基本に忠実に日々業務を遂行すること。
- 車両（船舶）の整備を的確に行ない、始業点検を厳正に行なうこと。
- 点呼において、日々安全への啓蒙、関心を高めること。
- 教育を通じて安全意識を常に涵養すること。
- 万が一重大事故の場合、人命尊重を第一に対処し、速やかに上司、関係機関への連絡をとること。

**トップの思い**

「管理者による点呼での注意喚起事項」

- 季節の変わり目に注意すること  
 〈春〉 新入学童と高齢者の外出に注意・花粉症  
 〈夏〉 泥酔者と路上横断者に注意・熱中症  
 〈秋〉 日没、薄暮時間の運転注意・暴飲暴食  
 〈冬〉 凍結、積雪に注意・インフルエンザ
- 薄暮時・夜間に注意すること  
 ・早めのライト点灯  
 ・夜間のハイビームの有効活用
- 右左折時注意すること  
 ・右左折時一旦停止の励行

**活動方針**

両備グループ安全マネジメント委員会を中心に、労使参加で、より現場に密着した効果的な活動を展開し、目標である「日本一安全な運輸企業」を目指します。

**「両備交通四悪」**

- 飲酒運転・酒気帯び運転
- 個人用携帯電話・スマホルール違反
- 免許証不携帯
- 居眠り運転

**絶対禁止!**

(3) 安全運動・キャンペーンの積極的な展開

別紙2 「2023年度 輸送の安全に関する実施計画」参照

## 8. 安全管理体制の強化

(1) アルコールチェッカーを出勤点呼時ならびに退勤点呼時に確実に使用させ、飲酒運転の撲滅に会社全体として取り組みます。また、アルコールチェッカーは運転免許証を操作キーとして機能させることにより、免許証不携帯、免許証有効期限切れ等での乗務抑止を確実なものとしします。

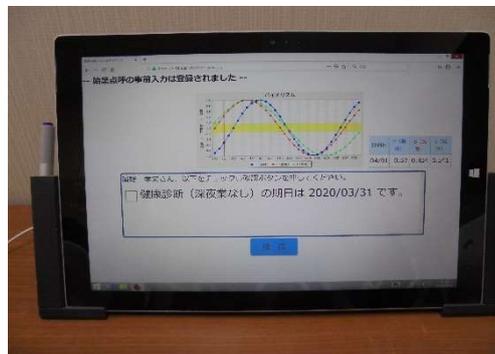
(2)「点呼ご安全に」(健康管理)システムで、乗務開始時の乗務担当社員の健康チェック(血圧、体温測定)を数値で確認し乗務担当社員個々に健康状態の確認を日常的に行う事と同時に心身のバイオリズムを確認し安全運転の意識を高めることで健康起因事故防止に取り組みます。

(1) .アルコール検査



バイオリズムの確認

(2) .点呼ご安全に



## 9. 事故・災害等に関する報告連絡体制

別紙3 「事故・事件(災害)等が発生した時の報告連絡体制」参照

## 10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

(1) 輸送の安全に関する教育を計画的に実施するとともに、その教材としてドライブレコーダーの映像記録を活用し、ヒヤリハットの情報等を社内で共有できるように電子掲示板を設置して事故を未然に予見し回避する安全教育を実施します。

別紙4 「2023年度 教育実施計画」参照

(2) 両備グループのSSP-UPセンターの講師陣による教育にも積極的に参加させ、社内教育とは異なった環境での教育を受けさせることにより、更なる教育効果の向上を図ります。

## 11. 輸送の安全に関する内部監査の結果及びそれを踏まえた措置の内容

(1) 監査内容・・安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する監査を実施するとともに安全管理体制が各種法令に適合し正しく実施されているかどうかの業務監査も併せて検証するもの。

(2) 実施期間・・① 内部監査(各営業所相互)

☞ 2023年3月7日(火)実施

☞ 結果

- ・業務監査の内容で、書類管理の不備が一部指摘されたものの、各営業所とも概ね監査項目について大きな問題はなかった。
  - ・書類関係の更新に不備があり改善をする。
- ② 安全統括管理者による内部監査
    - ☞ 春・秋の全国交通安全運動期間中及び年末年始の輸送等に関する安全総点検期間中に実施（延 4 回実施）
  - ③ 両備グループ安全マネジメント委員会監査室による内部監査
    - ☞ 岡南営業所 2023 年 3 月 10 日（金）

## 1 2. 安全管理規程及び安全統括管理者

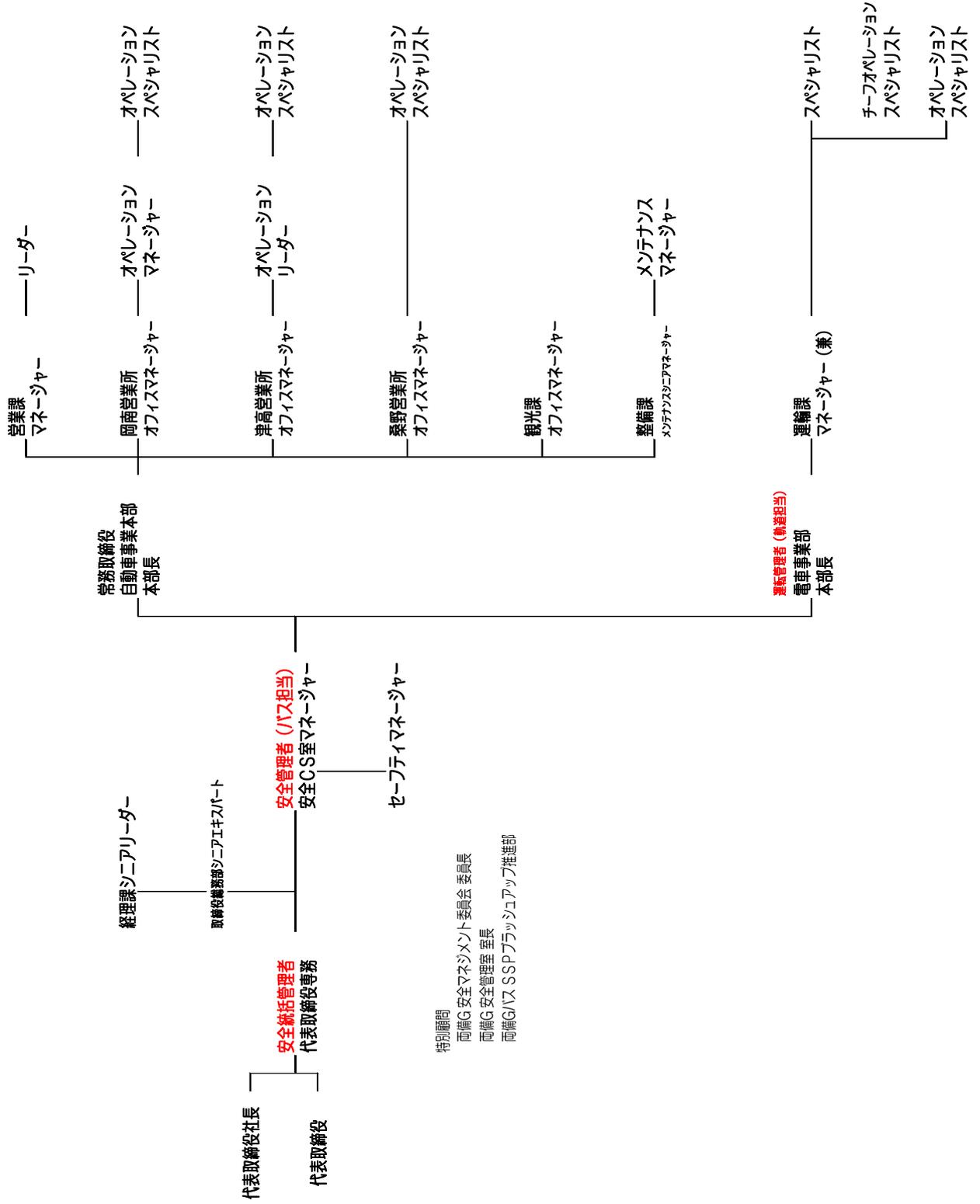
- ・安全管理規程
  - 別紙 5 「岡山電気軌道 安全管理規程」参照
- ・安全統括管理者
  - 代表取締役専務 磯野省吾

## 1 3. 輸送の安全に関する主な取り組み内容【2022 年度実績】

- (1) 安全統括管理者による職場巡視（5 回実施）
- (2) 安全統括管理者及び管理職による点呼立ち合い
  - （春・秋の全国交通安全運動及び年末年始の輸送等に関する安全総点検期間中、随時実施）
- (3) 岡山電気軌道安全マネジメント委員会（12 回開催）
- (4) 両備グループ安全マネジメント委員会バス部会（6 回開催）
- (5) 両備グループ安全マネジメント委員会（12 回開催）
- (6) 両備グループ SSP-UP 技能コンテスト
  - （2022 年 9 月 17 日（土）実施）
- (7) 運輸安全マネジメントセミナー、各種安全講習会等への参加
- (8) 損保リスクマネジメントによる運輸安全マネジメント評価
  - （2023 年 3 月 28 日・29 日実施）
- (9) 損保リスクマネジメントによるコミュニケーションスキル教育（2023 年 2 月 23 日実施）
- (10) 岡電反省日 主要交差点や危険箇所での管理職による街頭調査（2023 年 1 月 30 日）
- (11) 無事故・無違反チャレンジ 200 日への参加（延 150 名）
- (12) 運転記録証明書に基づく安全指導（延 161 名）
- (13) 乗務員無事故表彰の実施（2022 年 5 月 21 日）
- (14) 初任運転者適性検査の受診（延 2 名）
- (15) 一般運転者適性検査（適齢者含む）の受診（延 111 名）
- (16) NASVA 運行管理者基礎講習へ参加（延 2 名）
- (17) NASVA 運行管理者一般講習へ参加（延 34 名）
- (18) 岡電 SSP-UP 技能コンテスト（2022 年 7 月 2 日実施）

以 上

岡山電気軌道安全マネジメント委員会組織図



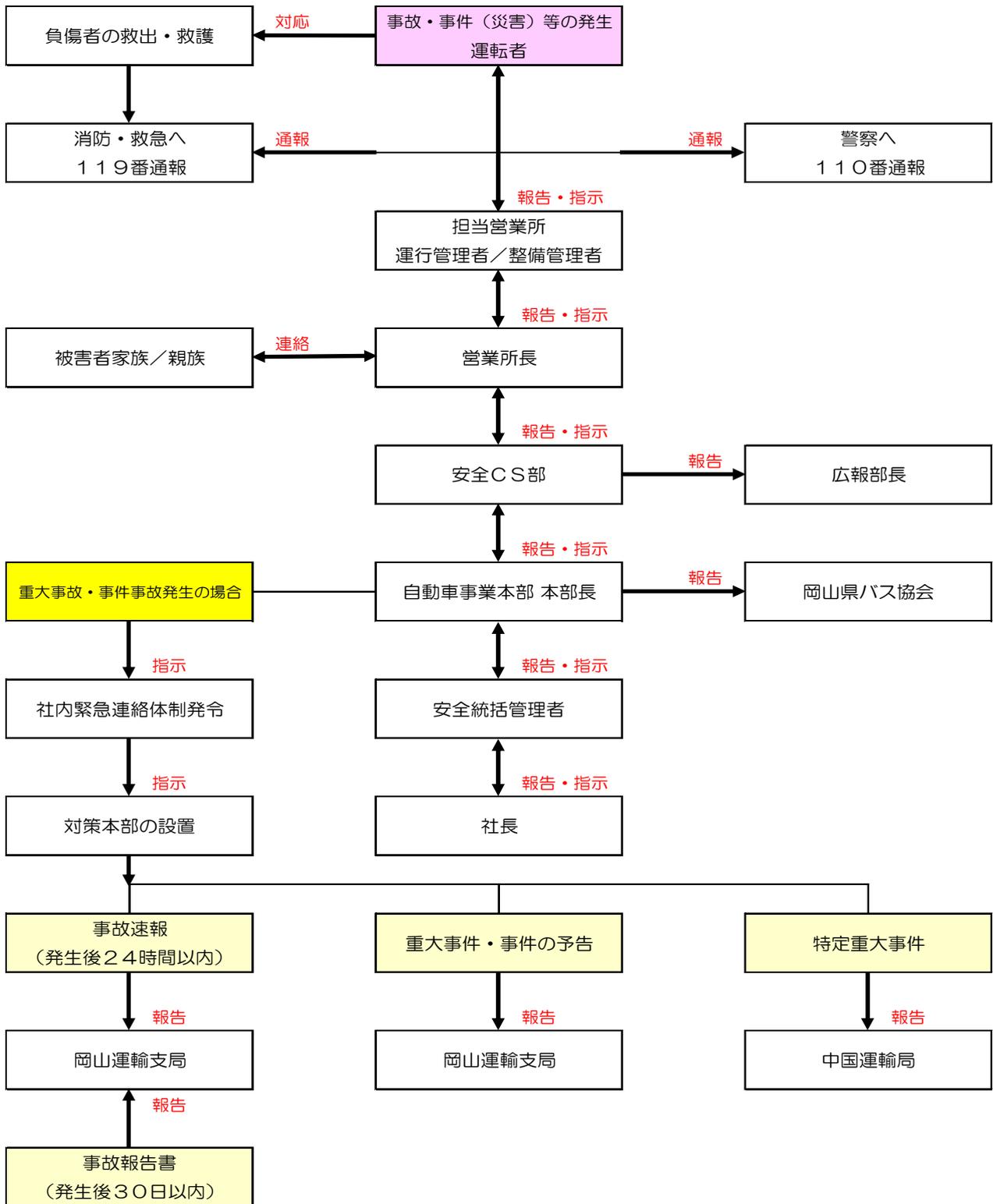
## 2023年 輸送の安全に関する実施計画（自動車事業本部）

岡山電気軌道

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<b>☆ 国土交通省・運輸局・バス協会</b>												
春の全国交通安全運動		11~20										
秋の全国交通安全運動						21~30						
年末年始の輸送等に関する安全総点検									10~31	1~10		
交通事故死ゼロを目指す日		20				30					20	
中国バス協会 事故防止対策委員会 総会											○	
中国バス協会 事故防止対策委員会 専門部会					○			○				○
岡山県バス協会 事故防止対策委員会					○			○				○
日本バス協会 バスジャック・テロ防止対策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日本バス協会 車内事故防止キャンペーン				○								
岡山県バス協会 バスサービス向上運動						○						
無事故・無違反チャレンジ200日参加（岡山県）			○	○	○	○	○	○	○			
運転記録証明書による個別指導											○	
運転者適性診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
運転者適性診断受診者の個別指導	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
運行管理者等指導講習（基礎講習 3日）			○						○			
運行管理者等指導講習（一般講習 1日）					○	○	○	○			○	
<b>☆ 健康管理</b>												
定期健康診断										○	○	○
深夜業健康診断				○	○							
産業医健康相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>☆ 両備グループ（バス部門）</b>												
両備グループ 安全マネジメント委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
両備グループ 安全マネジメント バス部会	○		○		○		○		○		○	
両備グループ 安全マネジメント監査室 監査												
両備グループ 交通安全月間				○								
両備グループ 交通安全の日				31								
両備グループ SSP-UP技能コンテスト						○						
<b>☆ 岡山電気軌道（バス）</b>												
岡山電気軌道 安全マネジメント委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山電気軌道 安全マネジメント 内部監査								○				
岡山電気軌道 安全マネジメントレビュー									○			
岡山電気軌道 無事故運転者表彰		21										
管理職による点呼・点検等の立ち会い	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡電の反省日										30		

# 事故・事件（災害）等が発生した時の報告連絡体制

岡山電気軌道 自動車事業本部



2021年4月1日 改正

**【2023年度】『運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針』に基づく年間教育計画予定表**

国土交通省告示第1676号

※ 運輸規則38条

実施月	教育内容	実施結果
4月	国土交通省告示1676号教育 ① <b>事業用自動車を運転する場合の心構え</b> ・バス事業の社会的役割、バス運転者の使命、安全運転の心構え、注意義務を理解する	月 日
5月	国土交通省告示1676号教育 ② <b>事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項</b> ・『道路運送法』、『道路交通法』などの法令の理解を深める ・義務を果たさない場合の影響など、その重要性を理解する	月 日
6月	国土交通省告示1676号教育 ③ <b>事業用自動車の構造上の特性</b> ・車高、車長、死角、スピード等特性を把握することの必要性を理解する ・内輪差、制動距離を十分理解把握し事故防止に活かす <b>他②◆非常用信号用具、非常口、消火器の取扱い</b>	月 日
7月	国土交通省告示1676号教育 ⑦ <b>危険の予測及び回避、緊急時の対応</b> ・危険予測及び回避 KYTトレーニング <b>⑬(貸切)ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有</b>	月 日
8月	国土交通省告示1676号教育 ⑧ <b>運転者の運転適性に応じた安全運転</b> ・運転適性診断の診断項目と運転との関係 意識して安全運転に努める ・ストレスに対する対処法説明 <b>上期 貸切運転者教育 高速道走行を含む実技訓練(1)</b>	月 日
9月	国土交通省告示1676号教育 ⑨ <b>交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法</b> ・過労が与える悪影響 過労を防止する留意点及びアルコール、薬物の影響を理解する <b>上期 貸切運転者教育 高速道走行を含む実技訓練(2)</b>	月 日
10月	国土交通省告示1676号教育 ④ <b>乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項</b> ・『急』のつく運転はしない、など車内転倒事故を含めた安全運転、安全走行について認識をする ・事故発生時の対応についての指導・車両における模擬訓練	月 日
11月	国土交通省告示1676号教育 ⑩ <b>健康管理の重要性</b> ・健康起因事故の増加に伴い、過去の事例を説明、生活習慣病の危険を指導 ・運行中身体に異常を感じた場合の対処法	月 日
12月	国土交通省告示1676号教育 ⑭ <b>(貸切)ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転特性に応じた安全運転</b>	月 日
1月	国土交通省告示1676号教育 ⑤ <b>旅客が乗降する時の安全を確保するために留意すべき事項</b> ・停留所へ停車及び発車する際の注意事項、高齢者・車イス使用者の乗降の配慮及び手伝い <b>⑬(貸切)ドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリ・ハット体験等の自社内での共有</b>	月 日
2月	国土交通省告示1676号教育 ⑪ <b>安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法</b> ・衝突軽減ブレーキ等の代表的な装置の理解を深める <b>他①◆異常気象時・事故発生時・非常時の措置及び車内での急病人、凶悪犯罪等の対応について(AED)</b> <b>⑭(貸切)自社の事故事例をドライブレコーダーの記録で検証し、事故防止に役立てる</b> <b>下期 貸切運転者教育 SOMPOリスクマネジメント講師による研修、非常時の措置、避難訓練、消火訓練</b>	月 日
3月	国土交通省告示1676号教育 ⑥ <b>主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通の状況</b> ・運行経路の確認、経路間違いの防止と発生時の対処	月 日

両備グループ バスユニット6社 合同教育 (両備SSP-UPセンター)

教育内容	実施場所	実施日数													受講対象者
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

1. 国土交通省告示に基づく教育

初任乗務担当社員教育	両備SSPUPセンター	3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各社に入社した乗務担当社員
初任乗務担当社員教育 (技能教育)	備前自動車大型教習所	1日													
ベテラン (高齢) 乗務担当社員教育	両備バス岡南営業所	1日			○	○								○	両備バス55歳～ 岡電バス60歳～ 中国バス55歳～ の乗務担当社員
SAFETY乗務担当社員教育	両備SSPUPセンター	1日		○		○		○					○		判断基準に該当する乗務担当社員
SAFETY教育 (技能教育)	備前自動車大型教習所	1日	○		○		○						○		判断基準に該当する乗務担当社員・運転技能に課題のある乗務担当社員

2. 両備SSP-UPセンターの教育

初任乗務担当社員フォローアップ教育	備前自動車大型教習所	1日		○		○		○					○		○	初任乗務担当社員教育を受講して1年経過の乗務担当社員
乗務担当社員フォローアップ教育	備前自動車大型教習所	1日	○		○		○							○		初任乗務担当社員教育を受講して3年経過の乗務担当社員
接客サービス教育		1日			○											1年間に3件以上の苦情があった乗務担当社員
運行管理者・補助者研修		1日					○							○		

3. 両備グループ SSP-UP 技能コンテスト

SSP-UP技能コンテスト		1日						○								
---------------	--	----	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

※ 実施場所については、両備バス・岡電バス・中国バスなどで開催することもある

岡山電気軌道株式会社 安全管理規程

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

第一章 総 則

(目的)

第 1 条 この規定（以下「本規定」という）は、道路運送法第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規定は、当社の旅客自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 代表者及び役員は、輸送の安全確保が事業経営の根源であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を絶えず見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
  - (2) 輸送の安全に関する費用の支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努めること。
  - (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
  - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
  - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施すること。
2. 関連グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 第 3 条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

(代表者の責務)

第 7 条 代表者は輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する

2. 代表者は輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
3. 代表者は、輸送の安全確保の確保に関し、安全管理者の意見を尊重する。
4. 代表者は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第 8 条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任のある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- (1) 安全統括管理者
  - (2) 安全管理者
  - (3) 運行管理者
  - (4) 整備管理者
2. 安全マネジメント委員長は、代表者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、安全マネジメント委員を統括し、指導・監督を行う。
  3. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気その他の理由で本社に不在である場合や重大な事故、災害が発生した場合は、別に定める組織図により対処する。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第 9 条 運輸規則第 47 条の 5 に規定する条件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2. 安全統括管理者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を選任する。
  - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (2) 病気、その他のやむを得ない事由により、職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (3) 関係法令等の違反または輸送の安全確保の状況に関する確認を怠ることにより、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるとき。

(安全統括管理者の責務)

第 10 条 安全管理統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- (2) 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を確実に実施する。
- (4) 輸送の安全に関する報告、連絡体制を構築し、社員に対し周知徹底を図る。
- (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて随時内部監査を行う。
- (6) 輸送の安全に関して、改善を必要と認めるときは、代表者に報告し必要な改善措置を講じる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理する。

(8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行う。

(9) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行う。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第 11 条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第 12 条 代表者及び役員と、職場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故・災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害が発生した場合における報告連絡体制は、別に定める「事故・事件・災害発生時の緊急措置要領」に従い対処する。

2. 事故、災害等が発生した場合は、速やかに 1 項の異常発生時の緊急措置要領に従って安全統括管理者に報告し、その他の必要な部署に伝達されるように努める。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
4. 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規程に基づき、岡山運輸支局へ報告を行ない国土交通大臣へ必要な報告書を提出する。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、社員の人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として安全マネジメントの実施状況を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全管理者は、前項の内部監査が終了後、その結果及び改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに代表者に報告すると共に、輸送の安全の確保に必要な方策を検討し、緊急の是正措置または予防措置を講じる

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 代表者及び役員は、安全管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果、改善すべき事項の報告があった場合は、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、直ちに再発予防策及び必要に応じた安全確保の措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送に関する基本的な方針及び目標と当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する

る統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、重点施策、計画、予算実績並びに事故、災害時等に関する報告、連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、そして輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容について、毎年度、外部に対して公表する。

2. 当社の一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を、国土交通大臣に対し、電磁的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほかに利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に、同様に外部に対し公表する。
3. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合は、速やかに外部に対して公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じて定期的及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示事項、内部監査結果の是正措置または予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

附則 この規程は平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

平成 25 年 8 月 7 日 一部改正

平成 29 年 6 月 10 日 一部改正